

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成27年5月12日
【四半期会計期間】	第79期第3四半期（自平成27年1月1日至平成27年3月31日）
【会社名】	株式会社ツノダ
【英訳名】	TSUNODA CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 角田 重夫
【本店の所在の場所】	愛知県小牧市大字三ツ渚字東播州1604番地 1
【電話番号】	0568 - 72 - 2331（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 E S 部ジェネラルマネージャー 渡邊 雅樹
【最寄りの連絡場所】	愛知県小牧市大字三ツ渚字東播州1604番地 1
【電話番号】	0568 - 72 - 2331（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 E S 部ジェネラルマネージャー 渡邊 雅樹
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 （愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第78期 第3四半期 累計期間	第79期 第3四半期 累計期間	第78期
会計期間	自平成25年 7月1日 至平成26年 3月31日	自平成26年 7月1日 至平成27年 3月31日	自平成25年 7月1日 至平成26年 6月30日
売上高 (百万円)	328	348	442
経常利益 (百万円)	90	125	132
四半期(当期)純利益 (百万円)	70	82	96
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-
資本金 (百万円)	400	400	400
発行済株式総数 (千株)	7,735	7,735	7,735
純資産額 (百万円)	2,120	2,563	2,174
総資産額 (百万円)	3,106	3,696	3,198
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	14.58	17.35	19.88
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	14.34	17.20	19.61
1株当たり配当額 (円)	3.00	3.00	10.00
自己資本比率 (%)	68.2	69.3	67.9

回次	第78期 第3四半期 会計期間	第79期 第3四半期 会計期間
会計期間	自平成26年 1月1日 至平成26年 3月31日	自平成27年 1月1日 至平成27年 3月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	5.42	6.47

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、新たな経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期累計期間における世界経済は、全体成長率が弱い状況が続いています。欧州経済の金融リスクも依然解消していません。中国経済が新常态へ構造転換を進める中、中国に依存していた新興国は大きな影響を受けています。アメリカ経済も全体的には改善が見られますが、部分的には脆弱性が残り、思い切った金融引き締めを実施できない状況です。国内経済は政府による金融財政面での支援にもかかわらず、業績向上に繋げることのできた企業は一部に限られたため、全体の生産性上昇は弱いものとなってしまいました。実質賃金の伸びもまだら模様となったため、消費税増税による消費の冷え込みを打ち消すことができるかどうかは、いまだ不透明です。このままでは財政再建の道筋が見えず、異次元の金融財政支援の負の部分が顕在化する恐れもあります。

このような状況下においても、当社はマクロ経済の動きに一喜一憂することなく、全社的構造改革の推進と、環境変化への対応に努めております。

なお、第1四半期会計期間から、当社は単一の報告セグメントに変更しております。そのため、下記では報告セグメントの記載をせず、事業部門別に区分した記載としております。

賃貸不動産部門

当社の商業用地再開発事業（小牧市堀の内、名古屋市中区丸の内、大垣市寺内町）においては、賃料収入が引き続き安定的に推移しております。賃貸マンション事業においては、消費税増税により持ち家購入を急ぐ入居者が増加したため、若干入居率が低下しました（92.2%）が、自社集客力をさらに強化したことにより通期では改善する見込みです。また高い競争力を維持するための大規模修繕投資（みそのマンション天塚）を行いました。

この結果、売上高337百万円（前年同四半期比5.6%増）、売上総利益239百万円（同7.3%増）となりました。

自転車部門

業態変更による経費の削減は完了し、利益の確保のために高付加価値商品（電動アシスト自転車）の販売に注力しましたが、仕入れの拡充が十分でなかったため、売り損じを発生させてしまいました。

この結果、売上高は11百万円（前年同期比31.1%増）、売上総利益は0百万円（962千円）（同41.9%減）となりました。

以上の結果、全体では、売上高348百万円（前年同四半期比6.2%増）、営業利益111百万円（同41.1%増）、経常利益125百万円（同37.8%増）、四半期純利益82百万円（同16.9%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

（流動資産）

当第3四半期会計期間末における流動資産の残高は、839百万円（前事業年度末は843百万円）となり、4百万円減少いたしました。この主な要因は、その他（主に未収入金）が減少（6百万円から2百万円へ4百万円の減少）したこと等によるものであります。

（固定資産）

当第3四半期会計期間末における固定資産の残高は、2,856百万円（前事業年度末は2,354百万円）となり502百万円増加いたしました。この主な要因は、株式の時価の上昇により投資有価証券が増加（1,062百万円から1,555百万円へ492百万円の増加）したこと等によるものであります。

(流動負債)

当第3四半期会計期間末における流動負債の残高は、93百万円(前事業年度末は109百万円)となり、15百万円減少いたしました。この主な要因は、未払法人税等が減少(29百万円から14百万円へ14百万円の減少)したこと等によるものであります。

(固定負債)

当第3四半期会計期間末における固定負債の残高は、1,038百万円(前事業年度末は915百万円)となり、123百万円増加いたしました。この主な要因は、繰延税金負債が増加(369百万円から490百万円へ121百万円の増加)したこと等によるものであります。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産の残高は、2,563百万円(前事業年度末は2,174百万円)となり、389百万円増加いたしました。この主な要因は、自己株式の増加(405百万円から415百万円へ10百万円の増加)があったものの、投資有価証券の時価の上昇に伴うその他有価証券評価差額金の増加(606百万円から971百万円へ365百万円の増加)及び利益剰余金の増加(1,527百万円から1,562百万円へ34百万円の増加)があったことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期累計期間において、研究開発活動について重要な変更はありません。当第3四半期累計期間における研究開発費は、983千円でした。

(5) 従業員数

当第3四半期累計期間において、事業構造の見直しによる業態の変更等により、従業員数は前事業年度末に比べ3名減少し、従業員数3名、臨時雇用者数1名となりました。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種 類	発行可能株式総数(株)
普通株式	19,735,000
計	19,735,000

【発行済株式】

種 類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成27年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成27年5月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内 容
普通株式	7,735,000	7,735,000	名古屋証券取引所 市場第二部	単元株式数 1,000株
計	7,735,000	7,735,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年 月 日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成27年1月1日～ 平成27年3月31日	-	7,735,000	-	400,000	-	41,291

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成26年12月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成27年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,958,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,700,000	4,700	-
単元未満株式	普通株式 77,000	-	-
発行済株式総数	7,735,000	-	-
総株主の議決権	-	4,700	-

【自己株式等】

平成27年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ツノダ	愛知県小牧市大字三ツ 淵字東播州1604番地1	2,958,000	-	2,958,000	38.25
計	-	2,958,000	-	2,958,000	38.25

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における、役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成27年1月1日から平成27年3月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成26年7月1日から平成27年3月31日まで）に係る四半期財務諸表について、みかさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年 6 月30日)	当第 3 四半期会計期間 (平成27年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	834,877	834,759
売掛金	519	870
商品	153	-
繰延税金資産	2,079	1,647
その他	6,279	2,123
流動資産合計	843,909	839,400
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	588,499	587,508
土地	674,614	674,614
その他（純額）	21,341	26,946
有形固定資産合計	1,284,455	1,289,069
無形固定資産	997	649
投資その他の資産		
投資有価証券	1,062,285	1,555,216
その他	11,308	15,914
貸倒引当金	4,459	3,869
投資その他の資産合計	1,069,134	1,567,260
固定資産合計	2,354,587	2,856,979
資産合計	3,198,496	3,696,379
負債の部		
流動負債		
買掛金	433	730
未払法人税等	29,483	14,666
賞与引当金	379	1,349
その他	78,832	76,936
流動負債合計	109,129	93,682
固定負債		
繰延税金負債	369,035	490,977
退職給付引当金	4,487	2,312
役員退職慰労引当金	74,818	78,732
長期預り保証金	466,696	466,855
固定負債合計	915,038	1,038,877
負債合計	1,024,167	1,132,560

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年 6 月30日)	当第 3 四半期会計期間 (平成27年 3 月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	400,000	400,000
資本剰余金	41,381	41,381
利益剰余金	1,527,889	1,562,882
自己株式	405,018	415,847
株主資本合計	1,564,253	1,588,415
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	606,405	971,733
評価・換算差額等合計	606,405	971,733
新株予約権	3,670	3,670
純資産合計	2,174,328	2,563,819
負債純資産合計	3,198,496	3,696,379

(2) 【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 平成25年7月1日 至 平成26年3月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成26年7月1日 至 平成27年3月31日)
売上高		
商品売上高	8,514	11,162
不動産賃貸収入	319,799	337,655
売上高合計	328,314	348,818
売上原価		
商品売上原価	6,859	10,200
不動産賃貸原価	96,445	98,096
売上原価合計	103,304	108,297
売上総利益	225,009	240,521
販売費及び一般管理費	145,741	128,652
営業利益	79,268	111,868
営業外収益		
受取利息	127	126
受取配当金	10,478	10,652
貸倒引当金戻入額	90	590
役員退職慰労引当金戻入額	120	-
雑収入	1,127	2,156
営業外収益合計	11,943	13,526
営業外費用		
支払手数料	285	71
雑損失	17	33
営業外費用合計	303	104
経常利益	90,908	125,290
特別利益		
固定資産売却益	-	37
受贈益	21,754	-
特別利益合計	21,754	37
特別損失		
固定資産売却損	30	-
固定資産除却損	0	306
リコール関連損失	-	2,700
特別損失合計	30	3,006
税引前四半期純利益	112,632	122,321
法人税、住民税及び事業税	42,314	44,577
法人税等調整額	651	5,224
法人税等合計	41,662	39,352
四半期純利益	70,970	82,968

【注記事項】

（会計方針の変更等）

該当事項はありません。

（四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理）

該当事項はありません。

（追加情報）

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.5%から平成27年7月1日に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等については33.0%に、平成28年7月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.2%となります。

この税率の変更により、流動資産の繰延税金資産（純額）が80千円、固定負債の繰延税金負債（純額）が50,272千円それぞれ減少し、法人税等調整額（貸方）が2,752千円、その他有価証券評価差額金（貸方）が47,440千円それぞれ増加しております。

（四半期貸借対照表関係）

該当事項はありません。

（四半期損益計算書関係）

該当事項はありません。

（四半期キャッシュ・フロー計算書関係）

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 （自 平成25年7月1日 至 平成26年3月31日）	当第3四半期累計期間 （自 平成26年7月1日 至 平成27年3月31日）
減価償却費	39,178千円	37,810千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 平成25年7月1日 至 平成26年3月31日)
配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年9月27日 第77期定時株主総会	普通株式	34,612	7.00	平成25年6月30日	平成25年9月30日	利益剰余金
平成26年2月10日 取締役会	普通株式	14,419	3.00	平成25年12月31日	平成26年3月5日	利益剰余金

当第3四半期累計期間(自 平成26年7月1日 至 平成27年3月31日)
配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年9月25日 第78期定時株主総会	普通株式	33,646	7.00	平成26年6月30日	平成26年9月26日	利益剰余金
平成27年2月9日 取締役会	普通株式	14,329	3.00	平成26年12月31日	平成27年3月4日	利益剰余金

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自平成25年7月1日 至平成26年3月31日)
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			その他	合計
	賃貸不動産	自転車	計		
売上高					
外部顧客への売上高	319,799	8,514	328,314	-	328,314
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	319,799	8,514	328,314	-	328,314
セグメント利益	223,354	1,655	225,009	-	225,009

(注) セグメント利益の合計額は、四半期損益計算書の売上総利益と一致しております。

当第3四半期累計期間(自平成26年7月1日 至平成27年3月31日)

当社は「賃貸不動産事業」及び「自転車事業」を行っております。当社の報告セグメントは「賃貸不動産事業」のみであり、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(報告セグメントの変更等に関する事項)

第1四半期会計期間より、報告セグメントを従来の「賃貸不動産事業」、「自転車事業」の2区分から、「自転車事業」について量的な重要性が乏しくなったため、「賃貸不動産事業」の1区分に変更しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 3 四半期累計期間 (自 平成25年 7 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)	当第 3 四半期累計期間 (自 平成26年 7 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	14円58銭	17円35銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 (千円)	70,970	82,968
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額 (千円)	70,970	82,968
普通株式の期中平均株式数 (千株)	4,866	4,783
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	14円34銭	17円20銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数 (千株)	80	40
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成27年 2 月 9 日取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額 ・ ・ ・ ・ ・ 14,329 千円

(ロ) 1 株当たりの金額 ・ ・ ・ ・ ・ 3 円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 ・ ・ ・ 平成27年 3 月 4 日

(注) 平成26年12月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払を行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 5月11日

株式会社ツノダ

取締役会 御中

みかさ監査法人

指定社員 公認会計士 伊藤 修平 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小橋川 保子 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ツノダの平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第79期事業年度の第3四半期会計期間（平成27年1月1日から平成27年3月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成26年7月1日から平成27年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ツノダの平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。